

山口県（東部地域企業誘致加速補助金）・岩国市 支援制度

● 山口県

IT企業誘致促進補助金

OR

サテライトオフィス誘致促進補助金

<対象業種> 産業支援サービス業
 ※ソフトウェア業・情報処理サービス業・情報提供サービス業
 ・インターネット付随サービス業・コールセンター業・広告業・デザイン業

補助要件

操業開始～6か月を経過するまでに従業者**3人**を下回らないこと

- 雇用保険法の被保険者 ● 操業開始から6か月以上の継続雇用
- 事務所指定から操業開始までの間に3人雇用（異動者も含む）

補助内容

対象経費	補助率	限度額
通信回線使用料 不動産賃借料	1/2	合計5,000万円/年 ※操業開始から3年以内
雇用助成	-	30万円/人 ※操業開始から3年以内（1人1回）

<対象業種> 産業支援サービス業
 ※IT企業誘致促進補助金と同様

<サテライトオフィス補助金のみ>
 ・本社機能の一部（総務部門等）
 ・新製品の研究開発等を行う業務

補助要件

操業開始～6か月を経過するまでに従業者**1人**を下回らないこと

- 雇用期間の定めのない労働者 ● 操業開始から6か月以上の継続雇用 ● オフィスに常駐
- 事務所の指定から操業開始までの間に1人雇用（異動者も含む）

補助内容

対象経費	補助率	限度額
通信回線使用料	1/2	200万円/年 ※操業開始から3年以内
不動産賃借料	1/2	120万円/年 ※操業開始から3年以内
施設改修経費	1/2	2,000万円 ※事務所指定～操業開始後半年以内
車借上げ料	10/10	200万円 ※事務所指定～操業開始までの間
旅費	10/10	120万円 ※事務所指定～操業開始までの間
雇用助成	60万円/人	期間の定めのない社員
	30万円/人	週30時間以上勤務する契約社員等

※操業開始から3年以内（1人1回）

● 岩国市

IT・コンテンツ産業等オフィス誘致推進補助金

OR

IT・コンテンツ産業等オフィス誘致推進補助金

<対象業種> 産業支援サービス業
 ※ソフトウェア業・情報処理サービス業・情報提供サービス業
 ・インターネット付随サービス業・コールセンター業・広告業・デザイン業

補助要件

新規雇用者数**3人**以上が市内に在住

- 雇用保険法の被保険者 ● 雇用期間の定めのない労働者 ● 操業開始から1年以上の継続雇用
- 調印式（協定書締結）から操業開始までの間に3人雇用（異動者も含む）

補助内容

対象経費	補助率	限度額
オフィス開設経費	1/2	500万円 <対象経費> 改修費・備品購入費・通信回線工事費・不動産仲介手数料等
雇用助成	-	30万円/人 ※調印式から操業開始までの雇用（1人1回）

<対象業種> 産業支援サービス業
 （※同左）

<サテライトオフィス補助金のみ>
 ・本社機能の一部（総務部門等）
 ・新製品の研究開発等を行う業務

補助要件

従業者**1人**以上が市内に在住

- 雇用保険法の被保険者 ● 雇用期間の定めのない労働者 ● オフィスに常駐
- 操業開始以降5年以上の事業継続 ● 調印式から操業開始までの間に1人雇用（異動者も含む）

補助内容

対象経費	補助率	限度額
オフィス開設経費	1/2	500万円 <対象経費> 改修費・備品購入費・通信回線工事費・不動産仲介手数料等